

社会福祉法人 ふなおか福祉会

役員及び評議員の報酬等に関する規程

(目的及び適用範囲)

第1条 この規程は、定款第8条及び第21条の規定により、役員及び評議員の受ける報酬等について必要な事項を定めることを目的とする。

(報酬)

第2条 法人の理事長に対して法人業務にあたった場合、報酬を支給することができる。

2 前項の報酬額は、日額1,000円とする。

3 理事長の報酬は、年度末3月31日（支給日が金融休業日の場合は、前営業日）に支払う。

(費用弁償)

第3条 役員及び評議員が招集に応じ出席したときは、出席日数に応じ、1日につき2,000円（半日の場合は1,000円）を費用弁償として支給することができる。なお、この費用弁償は年度末3月31日までに（支給日が金融休業日の場合は、前営業日までに）支払う。

(報酬等の総額)

第4条

評議員に対して、各年度額の総額が150,000円を超えない範囲内で支給する。また理事に対しては、各年度額の総額が150,000円を超えない範囲内で、監事に対しては、各年度額が40,000円を超えない範囲内で支給する。

附 則

この規程は、平成18年5月25日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年9月29日から施行する。

この規程は、平成30年8月8日から施行する。